

70歳になった
国保加入者の皆さんへ

高齢受給者証が交付されます

国民健康保険の加入者が70歳になった翌月（1日が誕生日の人はその月）から高齢受給者証の対象者となります。

70歳になった人には、誕生日の月末に高齢受給者証を送付します。現在、高齢受給者証をお持ちの人には7月末に新しい高齢受給者証を送付しますので、8月からは新しい高齢受給者証を保険証とともに医療機

■ 高齢受給者証を持つ被保険者の医療費の自己負担割合（所得区分によって異なる）

| 所得区分 | 所得区分の判定基準 | 負担割合 |
|------------------------------|---|------------------------------|
| 現役並み所得者 | 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上となる70歳以上の国保被保険者がいる人（注1）。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計が、2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満である場合、申請により「一般」区分と同様になります。（注1） | 3割 |
| 一般（現役並み所得者および低所得I・IIに該当しない人） | | |
| 低所得II | 同一世帯の世帯主と、国保被保険者が住民税非課税の人（低所得I以外の人） | 2割 (誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割) |
| 低所得I | 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0となる人 年収例：単身世帯（年金収入のみ）80万円以下 | |

（注1）同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者となった国保被保険者が一人の場合、住民税課税所得が145万円以上かつ収入が383万円以上で、後期高齢者医療制度に移行した人も含めた収入合計が520万円未満である人は、申請により一般区分と同様になります。

※所得に応じて自己負担割合などが決まりますので、忘れずに所得の申告をしてください。
(所得の申告がなされていないと、全て「現役並み所得者」と判定されます)

◎障がい基礎年金の所得状況届
◎保険料免除申請

国民年金からのお知らせ

問合 保険年金課（市役所1階6番窓口）、日本年金機構堺西年金事務所（☎072・243・7900）

7月は障がい基礎年金の所得状況届の提出月です

20歳前の障がいによる障がい基礎年金、または旧障がい福祉年金から切り替わった障がい基礎年金を受けている人は、日本年金機構から届く所得状況届（現況届）のはがきを期日までに保険年金課へ提出してください。提出が遅れると10ヶ月分の障がい基礎年金の振り込みが遅れる場合があります。なお、平成29年1月2日以降に転入した人は、平成29年度所得証明書の提出が必要となります。

年金請求書の手続き漏れはありませんか？

平成29年度 国民年金免除申請の受付を開始

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、対象となる人に、年金請求書を黄色の封筒（A4サイズ）にてお届けしています。制度の開始は、平成29年8月1日（最も早い年金のお支払いは平成29年10月）です。まだ、請求手続きをされていない人は、ねんきんダイヤルで電話予約のうえ、お近くの年金事務所にて手続きを行ってください。窓口に来られる際は、年金手帳・認め印（退職を理由とする場合は離職票なども）をご持参ください。

問合 ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）

国民健康保険料が決まりました

平成29年度国民健康保険料率および基礎賦課限度額が決定しましたので、お知らせします。

この保険料率に基づき7月に本算定を行い、今年度の各世帯の年間保険料を確定します。年間保険料は7月中旬ごろにお知らせします。

問合 保険年金課保険料係（市役所1階6番窓口）

■ 平成29年度 国民健康保険料

年間医療分保険料と年間後期支援分保険料と年間介護分保険料の3種の合計額が、年間国民健康保険料となります。

【医療分保険料】

| | |
|-------|-------------------------|
| ①所得割額 | 世帯の平成28年中の基準総所得金額※の8.7% |
| ②均等割額 | 世帯の被保険者一人あたり2万4,880円 |
| ③平等割額 | 一世帯あたり2万1,290円 |

①～③の合計額が世帯の年間「医療分保険料」。上限53万円

【介護分保険料】

40～64歳の人（介護第2号被保険者）

| | |
|-------|--------------------------------|
| ①所得割額 | 介護第2号被保険者の平成28年中の基準総所得金額※の2.7% |
| ②均等割額 | 介護第2号被保険者一人あたり9,920円 |
| ③平等割額 | 介護第2号被保険者がいる一世帯あたり5,100円 |

①～③の合計額が世帯の年間「介護分保険料」。上限14万円

■ 年齢別 国民健康保険料の内訳

| 年齢 | 保険料の内訳 |
|----------------------|---------------|
| 39歳までの人は | 医療分・後期支援分 |
| 40～64歳の人は（介護第2号被保険者） | 医療分・後期支援分・介護分 |
| 65歳以上の人は（介護第1号被保険者） | 医療分・後期支援分 |

※「基準総所得金額」は、前年中の所得に基づき算出されます。詳しくはお問い合わせください。



■ 納めていただく保険料の算出方法

$$\text{本算定保険料} - \text{仮算定保険料} = 7\text{月から来年3月に納める保険料}$$

年度途中で加入・脱退したときは、月割りで保険料を計算しますので、異動があったときは必ず届け出をしてください。

せください。

■ 年度の途中で65歳になる人の国民健康保険料

65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護分の額を計算し、医療分・後期支援分と合わせた額を1年間の国民健康保険料として翌年の3月までの期間に振り分けて納めていただきます。

保険料の納付に関する夜間相談窓口

開設している日時

7月18日㈫、27日㈬ 午後7時30分まで

開設している場所

税務課窓口（市役所1階5番窓口）

保険年金課窓口（市役所1階6番窓口）

内容

国民健康保険料の納付相談

納付相談以外の転出入・死亡など、資格取得喪失などの各種お届けの受け付けはできません。



保険料の納付は口座振替が便利です。

納め忘れのない口座振替をおすすめします。市指定の金融機関、郵便局または市役所保険年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

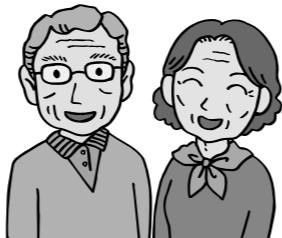
平成 29 年 8 月から

後期高齢者医療被保険者証が桃色に変わります

新しい被保険者証は、7月中旬から順次、簡易書留で送ります。

新しい被保険者証（桃色）は、届いたときからご使用いただけます。

有効期限の過ぎた被保険者証（薄緑色）は、高齢介護課へお返しいただくか
ご自身での破棄をお願いします。



後期高齢者医療保険料の決定

平成 29 年度保険料額決定通知書および納入通知書を 7 月中旬に送付しますので、内容をご確認ください。

■保険料の納入方法

①「特別徴収」年金からのお支払い

年額 18 万円以上の年金を受給されている人は、原則年 6 回の年金受給の際に、保険料が差し引かれます。
※特別徴収（年金からのお支払い）を口座振替に変更することができます。

希望される人は、手続きが必要ですので、高齢介護課窓口でご相談ください。

②「普通徴収」納付書などでお支払い

特別徴収の対象とならない人は、口座振替や納付書により 7 月から翌年 3 月までの 9 期で保険料を納めていただきます。

入院時の居住費の見直し

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、平成 29 年 10 月から自己負担額が変更となります。ただし、難病患者については、居住費の負担を求めません。

詳しくは、7 月に送付する被保険者証に同封の冊子を見てね！



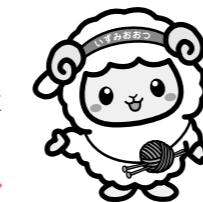
お問い合わせはこちら

◎制度全般に関することは府後期高齢者医療広域連合事務局へ

▷保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること…資格管理課
(☎06・4790・2028) ▷給付事務、保健事業、医療費通知、レセプト点検に
関すること…給付課 (☎06・4790・2031)

◎保険料の納付、その他各種届出に関することは高齢介護課へ

(市役所 1 階 8 番窓口)



70 歳以上の国民健康保険被保険者の皆様へ 高額療養費上限額が変わります

平成 29 年 8 月から下表のとおり自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額（※ 1）を超える部分について、事後に保険者から償還払い（※ 2）される制度です。

（※ 1）自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されます。

（※ 2）入院の場合や同一の医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる仕組みが導入されています。

■自己負担限度額とその基準

| 70 歳以上 | | 平成 29 年 7 月まで | | 平成 29 年 8 月から | |
|----------------------------|------|---------------|--|---------------|--|
| 所得区分 | 負担割合 | 自己負担限度額（月額） | | 自己負担限度額（月額） | |
| | | 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) | 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
| 現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上) | 3 割 | 4 万 4,400 円 | 80,100 円 +(医療費-26万7,000円)×1% (多数回 44,400 円) (注 1) | 4 万 4,400 円 | 80,100 円 +(医療費-26万7,000円)×1% (多数回 44,400 円) (注 1) |
| | | 1 万 2,000 円 | 4 万 4,400 円 | 1 万 4,000 円 | 5 万 7,600 円 年間上限 14 万 4,000 円 (注 2) |
| | 1 割 | 8,000 円 | 2 万 4,600 円 | 2 万 4,600 円 | 2 万 4,600 円 |
| 低所得 II (注 3) | | 8,000 円 | 1 万 5,000 円 | 1 万 5,000 円 | 1 万 5,000 円 |
| | | | | | |
| 低所得 I (注 4) | | 8,000 円 | 1 万 5,000 円 | 1 万 5,000 円 | 1 万 5,000 円 |
| | | | | | |

（注 1）医療費が 26 万 7,000 円を超えた場合はその超えた分の 1%が加算されます。

（注 2）（ ）内の金額は年 3 回以上該当した場合の 4 回目以降の額。

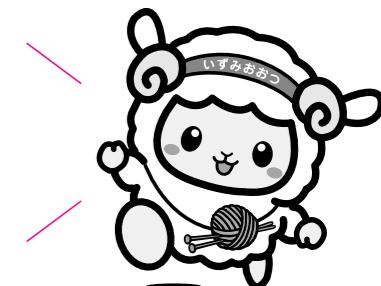
（注 3）低所得 II とは、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、低所得 I 以外の被保険者。

（注 4）低所得 I とは、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 0 円となる被保険者（ただし、公的年金等控除額は 80 万円として計算）。

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。

75 歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれの 2 分の 1 (半額) となります。

問合 保険年金課へ（市役所 1 階 6 番窓口）





本市は国際認証制度であるセーフコミュニティ認証を取得しました。
セーフコミュニティいづみおおつ

第
36
回

セーフコミュニティ(SC)アンケート を実施します



SC 活動

安全で安心して暮らすことのできるまちをめざし、地域の課題を解決するために、みんなで取り組む活動です。

活動では、本市のケガや事故などの状況を明らかにしたり、どのようにそれらを防ぐかがポイントとなり、警察や消防など行政機関が持つ統計データから、安全・安心に関する状況把握を行っています。

分野別 対策委員会

6つの重点分野でのSC活動が進められており、今後は課題解決のために設定した目標に向かって、取り組みの振り返りを行っていくこととなります。



ケガや事故に関する更なる状況把握や今後の活動に向けて…

アンケート

統計データには表れないような「病院に行かなかったケガ」や「ヒヤリとした事例」、「日々の生活のなかで感じる不安」といった市民の皆さんの日常生活での経験や、安全・安心に対する意識の変化などを調査するため、アンケートを実施します。

アンケートの結果は、安全・安心に関する地域の状況のデータとして、推進協議会や分野別対策委員会に情報提供するなど、今後のSC活動に活用します。

アンケートが届いた皆さん、ご協力をよろしくお願いします。



対象 無作為に抽出した市内の2,000世帯のご家族（18歳以上）の人
期間 7月1日～21日の予定



弾道ミサイルが落下する可能性がある場合の対応

①速やかな避難行動 ②正確かつ迅速な情報収集

弾道ミサイルは発射から極めて短時間で着弾するため、ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、関係する地域に対して政府が「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を使用して情報を伝達することとなっています。

本市では、Jアラートによる情報伝達があった場合には、防災行政無線により市内各所に配置している防災スピーカーから特殊なサイレンを吹鳴し、緊急情報を放送します。

また、緊急速報メールなどで緊急情報をお知らせしますので、落ち着いて行動してください。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取るべき行動などについての詳細は、「国民保護ポータルサイト」に掲載されていますのでご確認ください。



メッセージが流れたら…

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合

できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

②対象者の要件（次の要件を満たす人）

▷介護保険給付において、食費・居住費の特例減額措置を受けている人。

地域貢献事業

～地域の健康づくり～ 『みんなで体操 アウトドア』

セントラルスポーツでは、社会貢献事業の一つとして、地域の健康づくりを推進するために、インストラクターによる簡単な体操を毎週土曜日に無料で実施しています。子どもから高齢者まで、健康づくりのきっかけや週末の朝を気持ちよくスタートするために、新しく誕生した泉大津駅高架下のオープンスペースまでお越しください。お一人でも、グループでも、動きやすい服装で気軽に参加できます。



健康づくりのきっかけに
まずは、簡単な体操から！
無料！どなたでも参加できます！

日時 每週土曜日 午前9時15分～（15分程度）
場所 セントラルスポーツ泉大津店（泉大津駅高架下）
定員 申し込みは不要で、どなたでも参加できます。
問合 セントラルスポーツ泉大津店（☎20・6730）

平成29年度 介護保険料が確定しました

納入通知書を送付します

65歳以上の人の平成29年度介護保険料が確定しました。納入通知書（納付書）は、7月初旬に各家庭に直接送付しますので、内容をご確認ください。

なお、保険料を納付書で納めていただくほか、口座振替制度があります。納め忘れがなく便利です。ぜひご利用ください。

■介護保険料の減免制度があります

次の①か②の要件に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。

①対象者の要件（次の要件をすべて満たす人）

▷保険料段階が第2・3段階の人で、申請日時点で世帯全員が市民税非課税の人。

▷世帯主およびすべての世帯員の前年中の収入金額の合計額が、次の額以下であること。前年中の収入金額とは、障がい年金などの非課税収入を含むすべての収入金額をいう。また、事業所得など必要経費がある収入は、必要経費を控除した後の金額とする。

1人世帯…前年中の収入額 111万円

2人世帯…前年中の収入額 157万円

3人世帯…前年中の収入額 203万円（以降世帯員が1人増えるごとに46万円を加算する）

▷所得税、市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となっていないこと。

▷世帯全員が現に居住している土地および家屋以外に資産を持たないこと。また、現に居住している土地については、200m²（約60坪）を超えていないこと。

▷世帯全員の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること。

減免額 今の段階の保険料を第1段階の保険料に減額

減免額 今の段階の保険料を1段階下の保険料に減額

減免期間 減免申請書の受付月から当該年度の3ヶ月までとする（4～6月の受け付けについては、仮算定期間のため、前年の所得が確定する7月に決定）

また、①②の減免以外に、失業や災害など、やむを得ない事情により介護保険料の納付が困難になった場合などに、保険料の減免を受けられることがあります。

問合 高齢介護課（市役所1階8番窓口）

■介護保険負担割合証について

平成29年8月からの介護保険負担割合証（クリーム色）を、要支援・要介護の認定を受けている人、事業対象者該当の人全員に、郵送にて7月末までに交付します。

介護サービスを利用する場合は、介護保険被保険者証と併せて介護保険負担割合証をサービス提供事業所に提示してください。

また、交付後に所得更正や世帯構成の変更などにより負担割合が変更となった場合には、差し替えとなる新しい介護保険負担割合証を交付します。速やかにご利用のサービス提供事業所へ提示してください。

*有効期限の過ぎた負担割合証は、ご自身で裁断し破棄していただくか市役所高齢介護課にご返却ください。

問合 高齢介護課（市役所1階8番窓口）



保健センターからのお知らせ (☎33・8181)



各種相談・健診の日程

子育てを中心とした、さまざまな相談や健康診査などを実施しています。

予防接種

■ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・MR(麻疹風疹混合)・水痘・日本脳炎・不活化ポリオ・二種混合・子宮頸がん予防ワクチン

市内指定医療機関で個別接種。広報いづみおおつ4月号「平成29年度 母子保健予定表(保存版)」をご覧ください。

※子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日から、積極的な接種勧奨を一時中止しています。

BCG予防接種

実施日 7月10日(月)、28日(金)

受付時間 午後1時15分～2時30分

場所 保健センター

対象 生後3か月～1歳未満(標準的な接種期間は生後5～8か月)

当日は体温を測定し、母子健康手帳と予診票をお持ちください。予診票は子どもも医療証の手続きの際などにお渡しした「予防接種と子どもの健康」冊子に挟んでいます。母子健康手帳をお忘れの場合は接種することができません。また、予防接種を受ける際は、必ず接種後の副反応について理解したうえで、接種するようにしてください。

育児相談

場所 保健センター

| 相談名 | 対象 | 日時 |
|------------------------------|------------------|---|
| 7か月児相談 | H28年12月生 | 8月1日(火) 午後0時45分～1時30分受付 |
| 乳幼児育児相談会 (身体計測・相談) | 就学前の乳幼児 | 8月1日(火) 午後2時30分～3時受付 |
| ほっこり相談会(食のセミナー) | 就学前の乳幼児 | 8月1日(火) 午後1時30分～3時30分 |
| 母乳育児相談 | 母乳育児を希望する女性とその家族 | 7月13日(木) 26日(木) 午前・午後 |
| ひよひょくらぶ (親子同士の交流・相談) | 1～8か月未満の親子 | 7月19日(木) 8月7日(木) 午前10時30分～11時30分 ※8月7日(木) 午前10時～10時30分 |
| 赤ちゃん広場 (親子同士の交流・相談) | 7か月～1歳未満の親子 | 8月1日(火) 午後2時30分～4時 |
| 1・2・3のみんなの広場 (親子同士の交流・相談) | 1～3歳の親子 | 7月11日(火) 19日(火) 8月8日(火) 午後2時30分～4時 |

発達相談

発達相談員が個別に相談をお受けします(予約制)。

15歳未満(中学生まで)の子どもが休日に病気になったら

泉州北部小児初期救急広域センター

(岸和田市荒木町1-1-51 ☎072・443・5940)

乳幼児健診

| 健診名 | 対象 | 日程 |
|----------|--------------------|---------------------------------|
| 4か月児健診 | H29年2月21日～3月10日生 | 7月13日(木) |
| | H29年3月11日～3月31日生 | 7月26日(木) |
| 乳児後期健診 | 9か月～1歳未満 | 指定医療機関でお受けください 受診票は4か月児健診時配布 |
| 1歳6か月児健診 | H27年12月11日～12月31日生 | 7月11日(火) |
| | H28年1月1日～1月20日生 | 8月8日(火) |
| | H28年1月21日～2月10日生 | 8月10日(木) |
| 3歳6か月児健診 | H25年12月生 | 7月19日(木) |
| | H26年1月生 | 8月9日(木) |

よい歯を育てる会(歯科健診)

| 対象 | 日程 | 受付時間 |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 2歳児 | H27年7月生 | 7月27日(木) |
| 2歳6か月児 (育児相談会) | H27年1月生 | 7月25日(火) |
| 3歳児 | H26年7月生 H26年8月生 | 7月18日(火) 8月3日(木) |

ベビーCooking(離乳食講習会)

| 日程 | 対象 | 受付時間 |
|----------|---------|-------------------------------|
| 7月24日(月) | H29年2月生 | 午後1時30分～3時 (午後1時15分から受付開始) |

場所 保健センター ※今月都合が悪い場合、来月でも可(予約不要)

たまごクラス(両親教室) 7月・8月コース

7月・8月コース受け付け中です。
詳細は保健センターまでお問い合わせください。

※お子さん連れの参加は、ご遠慮ください。

『子育てしやすいまち泉大津』



おやこ広場からのお知らせ (地域子育て支援センター ☎23・0012)

おやこで出かけてみませんか?

親子でゆったり遊び、子育て仲間の輪を広げませんか。終わりの会の集いでは、絵本の読み聞かせや、わらべうたあそびなどを、親子一緒に楽しめます。(時間内なら、いつ来ていつ帰ってもかまいません)

★ たんぽっぽ

対象 就学前まで
時間 ▷火～木曜日…午前9時30分～午後0時30分、午後1時～3時
▷金曜日…午後1時～3時
▷土曜日…午前9時30分～午後0時30分

対象 就学前まで
時間 ▷金曜日…午前9時30分～午後0時30分
▷土曜日…午後1時～3時

→ ※7月14日午後はスタッフ研修のためお休みです。

★ おひさま広場(園庭で外遊び)

対象 1歳未満
時間 毎週月曜日 午前9時30分～午後0時30分、午後1時～3時

※兄姉の同伴はご遠慮ください。
※31日は午後のみ開催。

★ 赤ちゃんルーム



らっこくらぶからのお知らせ (くすのき認定こども園 ☎22・0097)

7月7日金は七夕会をします★

5月にはさりん公園へお散歩に行きました。室内遊びだけでなく、天気のいい日には、園庭遊びもできます!



11か月の女の子のママより
「つたい歩きしかできないので、公園デビューは不安でしたが、らっこくらぶ参加時にデビューすることができ安心しました。」

ココフレアからのお知らせ (☎20・6722)

おすすめ講座 栄養相談

日時 7月5日(木) 午前10時30分～11時30分

場所 ココフレア

対象 生後6か月～就学前の子どもと保護者

定員 先着15組 ※予約不要

内容 お子さんの栄養に関する悩みやご質問など気軽にお話しいただけます。

講師 沼田典子氏(管理栄養士)

※内容は変更する場合があります。



地域子育て支援センターからのお知らせ (地域子育て支援センター ☎23・0012)

子育て講座 親子で楽しむベビーマッサージ

ベビーマッサージを通じて、赤ちゃんとの絆を深め、特別な時間を過ごしてみませんか?

日時 7月31日(木)、8月7日(木) いずれも午前10時30分～11時30分

場所 子育て支援ルーム(くみじょう認定こども園内)

対象 開催日の時点で月齢2～7か月の赤ちゃんと保護者

定員 両日とも各10組(両日とも参加はできません)

持物 フェイスタオル、バスタオル

講師 柿坂るみ子氏(ローリータッチケア協会認定講師)

申込・問合 7月12日(木)から、月～金曜日の午後1時～4時に地域子育て支援センターへ電話にて

栄養士さんの栄養相談 「食への興味を育もう」

赤ちゃんや子どもさんの食事、偏食などについて、栄養士さんが相談に応じます。

日時 7月27日(木) 午前11時～正午

場所 子育て支援ルーム(くみじょう認定こども園内)

対象 市内在住の0歳～就学前の子どもと保護者

定員 先着10組(たんぽっぽ利用の親子)当日直接たんぽっぽへ

問合 地域子育て支援センター

図書館だより

新着本や、図書館からのお知らせを掲載します。

●開館時間→午前9時30分～午後7時 ●問合→☎32・0562
(土・日曜日、休日は午後5時まで)

New Books 新しく入った本

▷ ゆうかんなねこ?

くろすけ

エド・ヴィアー 著



子猫のくろすけが目指しているのは、威風堂々かっこいいスーパーねこ。今日こそはねずみを追いかけるぞ、と思うのですが、実はくろすけはまだねずみを見たことがなくて…。子猫くろすけの底抜けに楽しい冒險。

▷ ナンシー探偵事務所

(高学年)

小路 すず 作



母の留学を機に、「おでん町」で祖母と暮らすことになった、小学5年生の南原椎菜。10年ぶりに会う祖母のナンシー(南原しのぶ)は、なんと探偵になっていた。祖母と孫、異色の探偵コンビ誕生!

▷ 泉大津濱八町だんじり祭

若林 公平 著



たかだかだんじり祭と言え、歴史、他所のだんじり祭、彫物の歴史、分布、大工棟梁・彫物師、だんじりそのものの構造、祭の仕方、参加者の歴史的変容、今の姿、祭を支える裏方、見物人など非常に多面的なものである。

ワークショップ!

知ろう! 考えよう! 使いたくなる図書館 ~「あつたらいいな」をカタチにする地域の図書館~

日時 7月8日(土) 午後1時30分～3時頃

場所 勤労青少年ホーム音楽室

内容 今どきの図書館事情を学び、地域の図書館を大阪工業大学建築学科の学生たちとともに、参加者全員で考えます。

講師 前田茂樹先生(大阪工業大学准教授)

その他 受講料無料、申込不要



泉大津市の国際交流

友好都市である豪州・グレータージローン市との交流や、泉大津国際交流協会の活動などについて、お知らせします。

問合 企画調整課(市役所4階)

← ジローン市ランナー交流会の様子
藤井国際交流協会会長のスピーチを聴く
ランナーとホストファミリー



■グレート・オーシャン・ロードマラソンに市民ランナーを派遣しました

グレータージローン市がスポンサーを務める「グレート・オーシャン・ロードマラソン(毎年5月開催)」に、上林美佐さん(田中町勤務)、吉田竜治さん(板原町在住)の2人のランナーを派遣しました。

グレート・オーシャン・ロードはビクトリア州沿岸の、世界でも有数の美しい観光スポットです。オーストラリアの雄大な景色を体感できる壮大でハードな44kmのマラソンコースを完走した2人のランナーは、現地でのホームステイを通じ、地元市民との交流や文化・歴史を体験して両市の友好を深めました。



市民ランナーの吉田さん(左)、上林さん(右)

■泉大津国際交流協会会員募集

泉大津国際交流協会は、市民単位の国際交流の実現を目指しており、平成28年度は、杉原記念館修繕支援事業や、協会会員限定の「おもてなし語学講座」などを行いました。

同協会は会員からの会費をもって各種事業を行うこととなっており、目標としている市民単位での国際交流を推進していくためには、皆さんのご理解とご協力が必要です。会員になって、本市における国際交流の推進、国際社会に対応しうる人づくり・まちづくりに参加しませんか。

年会費 個人…1口1,000円/団体・法人…1口1万円

入会申込先・問合 企画調整課(市役所4階)



「おもてなし語学講座」で英会話実践の様子

■日本語教室のお知らせ

なんらかの事情で日本に住むことになり、日本語がわからなくて困っている外国人にむけて、市内の2か所でボランティアによる日本語教室を開催しています。年齢、国籍を問わず、どなたでも参加できますので、ご自身またはお知り合いで、学習意欲がある人はぜひお問い合わせください。また、併せて講師のボランティアも募集中です。資格経験は問いません。こちらもお問い合わせください。

▷ 日本語教室「あいうえお」

日時 每月第2・4日曜日 午後2時～3時30分

場所 勤労青少年ホーム

▷ 泉大津日本語教室

日時 每月第1・3日曜日 午後1時～(要問合せ)

場所 南公民館

問合 企画調整課(市役所4階)



日本語教室で個人レッスンの様子